明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（**経済産業**五）　一

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**五七）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**五八）　一〇
○F一B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件の一部を改正する件（**同**五九）　一三
○電子回路を有する特定計量器の試験方法についての一部を改正する件（**経済産業**三九）　一三
○船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**一二三）　一四
○気象庁予報警報規程の一部を改正する告示（**気象庁**三）　一四
○デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する件（**海上保安庁**六八）　一五
○道路に関する件（**東北地方整備局**一七～二〇）　一五
○道路に関する件（**関東地方整備局**四八）　一六
○道路に関する件（**中部地方整備局**二一、二二）　一六
○都市計画に関する件（**同**二三～二六）　一六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**三二～三四）　一七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中国地方整備局**三一）　一七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**四国地方整備局**一九）　一八

〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　二四
国家試験
平成二十二年度衆議院事務局職員採用試験公告（衆議院事務局）　二五
平成二十二年度国立国会図書館職員採用試験公告（国立国会図書館）　二六

〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家に関する公告関係　二七
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、プログラムの著作物に係る登録関係　二八
地方公共団体
公示送達、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表、無縁墳墓等改葬関係　二八
会社その他
会社決算公告　三三

省令

○経済産業省令第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

経済産業大臣　直嶋　正行

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

第六百五十六条及び第六百五十七条を次のように改める。

（表記）

第六百五十六条　最大需要電力計（最大需要電力表示装置付電力量計の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。）の表記事項は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（性能）

第六百五十七条　最大需要電力計の性能は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

第六百五十八条から第六百七十九条まで　削除

第六百八十条から第六百八十二条までを次のように改める。

（検定公差）

第六百八十条　最大需要電力計の検定公差は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（構造検定の方法）

第六百八十一条　最大需要電力計の構造検定の方法は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（省略）

第六百八十二条　前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一　歯車比及びそのかみ合わせ又は表示回路による影響
二　連続動作による影響
三　器差の繰り返しによる影響
四　需要時限

第六百八十三条から第七百五条までを次のように改める。

第六百八十三条から第七百五条まで　削除

第七百六条から第七百十二条までを次のように改める。

（器差検定の方法）

第七百六条　最大需要電力計の器差検定の方法は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（性能に係る技術上の基準）

第七百七条　最大需要電力計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（使用公差）

第七百八条　最大需要電力計の使用公差は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（性能に関する検査の方法）

第七百九条　最大需要電力計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。

（器差検査の方法）

第七百十条　最大需要電力計の器差検査の方法は、日本工業規格C一二八三―二（二〇〇九）による。